

# 建設水道常任委員会

令和3年3月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎井上 卓也	○大森恒太郎	中川 靖広
横田 敏文	木澤 正男	奥村 容子
坂口 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	都市整備課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	上下水道課長	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	上田 和弘		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 大森委員、中川委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、大森委員、中川委員のおふたりを指名いたします。おふたりには、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

まず初めに、1. 付託議案、（1）認定第1号 町道認定についてを、議題といたします。

理事者の説明を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林  
課長

それでは、認定第1号 町道認定について、ご説明を申しあげます。

最初に議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

建設農林  
課長

本議案につきましては、都市計画法第29条の開発道路の3路線につきまして、道路法第8条第1項の規定により町道に認定するものであり、同法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

それでは、整理番号順に、各路線についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料1をごらんください。1ページが認定する3路線でございます。2ページが各路線の位置図、3ページ以降が各路線の詳細図を添付いたし

ております。

まず、資料の3ページ目、右上に記載しております整理番号1の町道198号線でございます。本路線は、斑鳩町法隆寺西2丁目1769番5先を起点とし、同所1769番6先を終点とする延長26メートル、最大幅員が9.2メートル、最小幅員が5メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号2の町道3028号線でございます。本路線は、町道306号線交差を起点とし、斑鳩町阿波2丁目20番7先を終点とする延長45.5メートル、最大幅員が14メートル、最小幅員が6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号3の町道4083号線でございます。本路線は、斑鳩町服部2丁目110番2先を起点とし、同所110番8先を終点とする延長90.5メートル、最大幅員が13.1メートル、最小幅員が6メートルの開発道路でございます。

以上、認定第1号 町道認定の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。(1) 都市基盤整備事業に関する  
ことについて、理事者の報告を求めます。 真弓都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、2. 継続審査、(1) 都市基盤整備事業に関することについてで  
ございます。

はじめに、いかるがパークウェイの整備についてでございます。

三室・紅葉ヶ丘区間におきましては、引き続き、三室交差点から東の側道な  
どの工事が順次行われているところでございます。

次に、五百井・興留区間についてでございますけれども、こちらにつきま  
しても、事業用地の取得に向けて、地権者、権利関係者との交渉が引き続き進め  
られているところでございます。また、町教育委員会で実施しております埋蔵文  
化財の発掘調査につきましては、前回の委員会でご報告いたしましたとおり、  
予定どおり2月に終了しているところでございます。

以上、継続審査(1) 都市基盤整備事業に関することについての報告とさせ  
ていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わ  
ります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)につ  
いて、理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

都市建設  
部長

それでは、議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)に  
ついて、当委員会の所管に関することにつきまして、ご説明申しあげます。

補正予算書の事項別明細書により説明させていただきます。10ページをお願いいたします。歳入でございます。第16款 県支出金、第2項 県補助金、第4目 農林水産業費県補助金で、第2節 農地費補助金で、溜池の防災・減災推進に係る耐震性調査費が国の第3次補正予算において補助対象となりますことから、震災対策農業水利施設整備事業費補助金1,200万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第6目 土木費県補助金では、第1節 都市計画費補助金で、奈良県との包括連携協定に基づく、まちづくり基本構想等の策定に時間を要し、本年度の基礎調査業務等の実施が困難となったことから、それに係る費用の財源となるまちづくり検討事業補助金435万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。補正予算書の13ページをお願いいたします。

第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第4目 土地改良事業費では、歳入で申しあげました溜池の耐震性調査に係る費用として、第12節で、溜池耐震性調査業務委託料1,200万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、県土地改良事業団体連合会事業特別賦課金6万6千円の増額をお願いするものでございます。調査する溜池は、守谷下池と三本松池の2か所の溜池を予定いたしております。

5ページの第2表 繰越明許費補正をお願いいたします。本事業につきましては、本年度会計において支出が見込めない事業となりますことから、予算措置の追加をお願いするものでございます。14ページをお願いいたします。

第7款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費では、歳入で申しあげましたとおり、第12節 委託料で、奈良県との包括連携協定に基づく、まちづくり基本構想等の策定における本年度の業務実施が困難となったため、870万円の減額をお願いするものでございます。次に6ページをお願いいたします。第3表 債務負担行為補正についてでございます。まちづくり連携協定計画等策定業務委託契約につきましては、2か年事業とし、令和3年度の債務負担行為を設定いたしておりましたが、策定に時間を要し、期間内の実施が困難でありますことから、その廃止をお願いいたしております。

以上で、議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第15号）についての、当委員会所管に関するものについての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 本年度で事業が終わらへんから減額になったっていうやつは、新年度でまたそれは補助金としてもらえんの。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備課長 おっしゃいますとおり、基礎調査部分につきまして、令和3年度で改めて計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 議案第9号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第15号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認いたします。  
次に、(2) 県事業(富雄川護岸工事)について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林課長 それでは、奈良県が実施いたします富雄川護岸工事について、奈良県より情報提供がありましたので報告させていただきます。  
資料2をお願いいたします。今般、情報提供がありましたのは、高安地区の業平橋と旧業平橋の間の河川内に存在する茶の前井堰下流部において、井堰の段差により川底が洗掘されていることから、約60センチから2メートル程度の改良土を川底に引きならずという工事と、右岸の堤防のブロック根固め工事として長さ8メートルの矢板を34メートルの区間、設置するという情報提供がございました。川底に引きならずという改良土につきましては、既に他の現場の発生した改良土を一部搬入し施工を行っているということですが、矢板設置工事につきましては、富雄川右岸の町道にクレーン車を置き、矢板を設置す

るというものです。矢板を設置する間、町道は片側交互通行になるということで現在、警察協議を進めているとのことでもあります。

工事のスケジュールとしては、3月15日の週から改良土の搬入、矢板の設置工事を予定しており、完了は4月末を予定しているとのことです。

以上、県事業（富雄川護岸工事）についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員。

中川委員 一時ゲリラ豪雨っていうのか、降ったらよう水位がばっと上がって富雄川でも上のほうまで上がってくるやん。素人の感覚で聞くねんけど、深いところへわざわざ土入れたらな、その水位がまた上がるという心配はないのか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 一番狭いところが茶の前井堰でございまして、その部分で一番ゲリラ豪雨で水位が上がると思います。その下の部分ですので、そこを多少、今、計画どおりの川底にしても水位については、さほど影響ないかと感じているところでございます。そして、なぜ川底にこれだけの土を入れなければならないといひますのは、横に当然護岸があります。その護岸が洗掘されてひどいところで2メートル洗掘されているということですので、護岸を守る、堤防を守るためにもこの工事が必要だということで説明を聞いております。

委員長 ほかにございせんか。

( な し )

委員長 次に、(3)斑鳩町都市計画マスタープランの改定について、理事者の報告を求めます。真弓都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、各課報告事項の（３）斑鳩町都市計画マスタープランの改定について、ご報告させていただきます。

まず初めに、前回委員会からの経緯です。第４回都市計画マスタープラン策定委員会で承認されました斑鳩町都市計画マスタープラン（案）につきまして、都市計画審議会において諮問し、答申をいただく予定であることをご説明しておりましたが、去る２月１８日、予定どおり都市計画審議会を開催し、諮問、審議のうえ、答申をいただき、計画の改定を行ったところでございます。

次に、都市計画審議会の概要についてでございます。まず町長より、斑鳩町都市計画マスタープランについて諮問がなされました。次に、審議に入り、改めてマスタープランの概要を事務局から説明し、活発な意見交換がなされた後、審議を終了されました。その後、都市計画審議会会長より、斑鳩町都市計画マスタープランについて、町長に答申をいただいております。答申書は、資料３のとおりでございますけれども、ご覧のとおり３つの意見が附された上で、ご了承をいただいたところでございます。これを受けまして、次期「斑鳩町都市計画マスタープラン」として、改定をしたところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。本計画の本編及び概要版の印刷を行い、その後、都市計画法の規定に基づきまして、新たな計画を定めたことにつきまして、奈良県へ通知を行ってまいります。なお、概要版につきましては、住民の方々に周知するため各戸配布を行う予定としております。

以上、各課報告事項の（３）斑鳩町都市計画マスタープランの改定についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長

次に、（４）公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。猪川上下水道課長。

上下水道

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます



課長

す。

資料4をご覧いただきたいと思います。最初に令和2年度の公共下水道工事の状況でございます。

令和2年度につきましては、図中に記しておりますように9か所の路線で面整備等の工事を実施いたしました。令和2年度の単年度工事としましては、オレンジ色の21工区-3工事につきましては、令和3年3月19日の完成を目指して、今進めております。そのほかの路線につきましては予定どおり完了しているところでございます。次に、令和元年度から令和2年度の2か年間の継続工事として取り組んでまいりました2路線、図中の黄色路線8工区-6と水色路線18工区-1の工事につきましても、本年2月26日に完了したところでございます。これによりまして、令和2年度の整備延長は約2.8キロ、面積にして5.7ヘクタールとなったところでございます。

なお、補助事業の実施に伴いまして、契約差金や清算によりまして、公共下水道事業全体といたしまして1,571万6,760円の社会資本整備交付金事業費が内示額を下回りましたので、地方公営企業法第26条の規定に基づきまして、この額を翌年度に繰越して使用したいと考えております。これにつきましては、令和3年6月議会で繰越計算書としてご報告することになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、資料の2枚目でございます。公共下水道接続申請状況でございます。令和3年2月末の状況でございますが、本年度に入り160件の申請を受け、申請総数が4,462件となっております。接続率は、72.9%でございます。次に、融資あっせん利用総数でございますが、2件の申請を受けまして60件となっております。また、浄化槽雨水貯留施設転用申請総数は、本年度は申請がございませんでしたので、53件となっております。

続きまして、資料の3枚目をお願いします。公共下水道事業計画図でございます。青色破線で囲んでおります区域が、下水道予定処理区域386ヘクタールでございます。そのうち、水色で着色している供用開始区域及び本年度工事が完了した区域といたしまして258ヘクタールでございます。また、令和3年度に予定しております下水道工事路線を赤色で着色いたしております。予定の整備延長は約1.8キロ、整備面積で6ヘクタールの予定でございます。

以上、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 課長、最初に繰り越しのお話、説明していただいたと思うんですけど、ちょっと早くて聞き取れなかったんでもう一度教えてもらえますか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 補助事業でこの公共下水道事業は進めておりますので、その補助事業の全般を実施していく中で契約していきます、その契約の差金ですとか、清算によりまして、最終的に事業費として交付金を1,571万6,760円の事業費が内示額を下回ることになりましたので、次年度でそれを地方公営企業法26条の規定によりまして、次年度で使用できますので、それを繰り越しさせていただくということになっています。

木澤委員 きちっと法律に基づいて対応されるということ、わかりました。  
もう1点、こちらの整備、計画図ですね、令和3年度、赤いところまで整備が終わったとして、全体の何パーセントになるんですか。

上下水道課長 およそ68パーセントの区域が完了する形になります。

委員長 ほかにございませんか。 中川委員。

中川委員 下水道事業計画図の資料の3枚目やけど、供用開始区域の中に予定処理区域内未整備区域、ちょっと何件かだけ残ってある、これはこんなん出てくるんやろ。ほとんど水色の中にちょっと茶色入ってるやろ。なんでこういうことになるの、なんかやっぱり特別な事情があるのかな。なんでこうなんねやろ。

委員長

上田都市建設部長。

都市建設  
部長

今、委員さん申しておられるのは、青の白抜きの部分を、色を塗ってなくて。茶色の部分につきましては、農地、供用開始で整備が、近隣進めてましても、農地部分については整備を進める必要がないので、供用開始内でも茶色を塗っている、住宅地でないということで、そこについては茶色をぽつぽつと、ある部分はそういう部分でございます。

中川委員

農地で茶色にくりぬいたる部分は理解できてるねんで。この地図でいうたら、四角い細かいの、たぶんこれ住宅や思うねん。例えばまん中の、ちょうど折ってあるまん中の下から7、8センチぐらい上に上がったこれ、14、5軒かな、これ住宅あるねん、なんでこういうところ抜けてあんのかな。そやから家の建ってるところで茶色いところはなんでですかって聞いているねん。

都市建設  
部長

例えば、南服部の今おっしゃってる部分につきましては、公共下水道の整備の時にはまだ住宅開発地ではなくて、農地でございました。そのあと、民間の開発によって家を建てられたという場所については、民間の選択の中で公共下水道をひかずに、供用開始をしたかしてないかちょっとその辺の資料は今手持ちではございませんけども、そういった状況によって浄化槽を設置されているというような状況で、いま未整備という状況でございます。

中川委員

こういうところは、開発のときに浄化槽を入れて販売したっていうことやろ。こういうところは整備していった供用開始してもらわなあかんのちゃうの。

都市建設  
部長

おっしゃるとおり、順次整備を進めてそういったところでも整備を進めてまいりますけども、浄化槽を設置されたばかりですので、当然そこを整備してなかなか接続が見込めないということから、ちょっと優先順位は落として整備をさせていただいておりますので、これがまたどんどん年数が経っていきましたら順次整備させていただきます。特に今、吉忠跡、目安団地のところも整備させていただいておりますけれども、赤色で来年する工事がありますけれども、

それよりも南の部分についてはまだ新しい住宅ですので、ちょっとここは整備の順位としては遅らすというようなことで、順次接続をしていただけるようなところを、ちょっと対象に早くという形で事業を進めているところです。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。  
手塚建設農林課長。

建設農林 それでは、防災ハザードマップの改訂についてご報告させていただきます。  
課長 防災ハザードマップは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被害想定区域や避難場所を表示した防災ハザードマップを平成30年3月に作成いたしました。奈良県においては、富雄川及び竜田川の浸水想定区域の見直しが行われたこと、防災重点ため池が追加されたことに伴う改正でございます。本ハザードマップにつきましては、4月上旬に4月号広報はさみ込みにより、住民の皆さまへ各戸配布を行いまして周知させていただくこととしております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
次に、4. その他について、各委員さんから質疑・ご意見等がありましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員 何年か前に無許可でソーラーパネル設置してという、あれ岡本か三井の、あったと思うねんけど、あの現状は今どうなってんねやろ。指導するのは県やと

思うねけど。その報告、なんか受けてんの。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 進捗といたしましては、農業委員会から県に対しては、町で一定指導してお  
課長 り、その後、引き続き県が指導するという事で聞いておりますが、県に進捗  
等々確認しておりますが、ちょっと進展がないということでご返事ありますこ  
とから、引き続き強く指導していただくよう、要望はしているところです。

中川委員 あんな強制的に撤去するとか、そこまでの権利はないから、したらしい者  
得になんのかな。

建設農林 当然、農振法違反ですし、農地法違反ですので、罰金等々はございまして、  
課長 最終的には指導の経緯は当然必要になると思いますけども、そういった強制執  
行的なところも法律的には可能だと思います。

中川委員 なんでこんな何年も県は放ってんねやろな。なんでそこまで踏み込まへんの  
やろ。

建設農林 ちょっと個人的な話も入るんですけども、私どもが指導した後ですね、本人  
課長 さんと県も何度かアポをとり、やり取りしてたんですけども、本人さんがかな  
り大きな病気をされてて、一定期間を置いてからの指導を行いたいという県  
のお話もございました。その中で体調がどこまで戻られたかというところまでは  
私どもも把握しておりませんが、そういったところでちょっと出だしの1年間  
ほどは間が空いていたというような事情でございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

( 午前9時30分 閉会 )